

令和5年第三回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 環境破壊の小金井2路線など第四次事業化計画優先整備路線の現状と今後について
- 二 知事所信表明の「6万平方メートルを超える緑の空間が新たに生まれている」について
- 三 専用水道のPFAS汚染調査と対策について
- 四 学校教室の断熱改修について

一 環境破壊の小金井2路線など第四次事業化計画優先整備路線の現状と今後について

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の期間は2016～2025年度であり、優先整備路線は、この期間のうちに「事業着手」すべき路線です。第四次期間が残り2年となった段階で行われている3点の調査委託について質問します。

- 1 「令和4年度地域的な都市計画道路の在り方検討委託」および、「都市計画道路の整備に関する調査委託」の趣旨とそれぞれの関連について伺います。
- 2 「都市計画道路の整備に関する調査委託」では「今後の整備について効率かつ効果的に進めていくために、優先度の高い路線を選定するための選定方法を検討」とされています。これは新たに事業化計画を起し、優先整備路線の選定を行うという趣旨ですか。第四次期間終了後の都市計画道路事業計画のあり方について伺います。
- 3 「都市計画道路の整備に関する調査委託」では、区市町村などの会議等開催支援を業務とし、会議は四半期に3回程度、計21回程度を予定とされています。当該会議の趣旨と開催状況について伺います。
- 4 「令和5年度 多摩地域を支える交通ネットワークに関する基礎調査委託」の趣旨を伺います。
- 5 「令和5年度 多摩地域を支える交通ネットワークに関する基礎調査委託」において、都市計画道路の必要性の整理として挙げられている15路線の選定基準を示してください。

二 知事所信表明の「6万平方メートルを超える緑の空間が新たに生まれている」について

- 1 小池知事は、第三回定例会の所信表明の「3 持続可能な都市を目指し、地球規模の課題に果敢に挑む」の「東京グリーンビズで新たなまちづくりを進める」において、「経済性や効率性が優先された高度経済成長期の都市開発は遠い過去のもので、コンクリートやアスファルトで覆われた街ではなく、人の暮らしや潤いを大切にしたまちづくりに取り組んでいます。近年は、用地を巧みに創出し、自然との調和を図ることで、開発が進む都心部の緑はむしろ増加しているのです。竹芝や麻布台、大手町など、とりわけ最近のまちづくりでは、思わず深呼吸したくなるような森や彩り豊かな草花を、オフィスや住宅に寄り添うようにあしらひ、6万平方メートルを超える緑の空間が新たに生まれています。」と述べています。この「6万平方メートル」の積み上げ根拠を伺います。
- 2 「緑の空間が新たに生まれた」とされた緑の種類と評価について伺います。

三 専用水道のP F A S汚染調査と対策について

- 1 東京都の専用水道は2021（R 3）年3月31日現在、399施設（国の施設は含まない。）で、このうち、地下水等の自己水源のみによるものが104施設（区部：9、多摩地区：94、島しょ地区：1）、自己水源と水道事業者からの受水を併用するものが83施設（区部：35、多摩地区：48）です。これらの施設についてのP F A S調査の実施状況と、調査結果を受けた対応を伺います。
- 2 P F A S調査の結果、暫定目標値50ナノグラムを上回った施設に対して、浄水器設置や水道代などの財政支援等を検討しませんか。

四 学校教室の断熱改修について

- 1 断熱改修が行われていない教室はエアコンを使用しても適切な室温にならず、子どもたちにとっては学ぶ環境の保証どころか、観測史上最高を更新し続ける夏においては、命の危険さえ招きかねない事態となっています。エアコンの効率も悪くCO₂排出量は増加し極めて悪循環な状態です。

文部科学省は、「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（2018（H30）年4月2日、2022（R4）年5月9日）により、学校の教室の望ましい室温の基準「18℃以上、28℃以下」を示していますが、都立学校（高等学校及び特別支援校）及び都内市区町村立学校において、この基準を超えている教室等の有無について把握していますか。

- 2 適切な室温を保てない教室は、東京都子ども基本条例がうたう「こどもの安全安心の確保」「こどもの学び、成長への支援」に反しています。学校教室の断熱改修の必要性についての認識を伺います。
- 3 断熱に必須なのは「天井・壁の断熱」「窓の日射遮蔽」「換気設備」とされています。都は、都有建築物の改築等において、熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギー使用の合理化を図ることを目的として、「省エネ・再エネ東京仕様」を定めています。

都立学校について、「省エネ・再エネ東京仕様」がスタートした2007（H19）年以降に改築等の設計が行われ、すでに終了している学校数と内訳（高等学校及び特別支援校）、現在改築等を行っている学校数と内訳（同）、今後の改築等計画について伺います。

- 4 「省エネ・再エネ東京仕様」はスタート時の「省エネ東京仕様2007」から一定レベルの「天井・壁面断熱」「窓の日射遮蔽」「換気設備」が掲げられています。都立学校の改築等は「省エネ・再エネ東京仕様」に基

づいて行われ、「天井・壁面断熱」「窓の日射遮蔽」「換気設備」に対応しているのか伺います。

- 5 「省エネ東京仕様2007」が適用される以前に改築等が行われた学校および、今後、改築等を行うまでに一定年数がかかる学校について、特にエアコンが効かず過酷な状態にある最上階教室だけでも断熱改修を行うことを検討すべきだと思います。いかがですか。
- 6 現在、都は市区町村立学校体育館のリースによる空調設備の設置と断熱改修の補助を行っていますが、教室についても断熱改修の実施を促すため、実施自治体・学校への財政支援を検討しませんか。
- 7 教室の断熱改修を環境教育として位置づけ、都立学校及び市区町村立学校に対して、子どもたちが参加するワークショップを実施することを奨励しませんか。

令和 5 年 第三回 都議会 定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 環境破壊の小金井2路線など第四次事業化計画優先整備路線の現状と今後について

- 1 「令和4年度地域的な都市計画道路の在り方検討委託」および、「都市計画道路の整備に関する調査委託」の趣旨とそれぞれの関連について伺う。

回 答

「令和4年度地域的な都市計画道路の在り方検討委託」については、最新の道路交通センサスの公表を受け、必要な調査、資料作成等を行うものです。

「都市計画道路の整備に関する調査委託」については、令和4年度の調査を踏まえ、都市計画道路の在り方の調査検討を行うものです。

質 問 事 項

一の2 第四次期間終了後の都市計画道路事業計画のあり方について伺う。

回 答

四次期間終了後の都市計画道路の事業計画については未定です。

質 問 事 項

一の3 「都市計画道路の整備に関する調査委託」では、区市町村などの会議等開催支援を業務とし、会議は四半期に3回程度、計21回程度を予

定とされている。当該会議の趣旨と開催状況について伺う。

回 答

御質問の会議の趣旨は今後の都市計画道路の在り方を検討していくものであり、現在開催していません。

質 問 事 項

一の4 「令和5年度多摩地域を支える交通ネットワークに関する基礎調査委託」の趣旨を伺う。

回 答

本調査は、多摩地域の交通基盤について、地域内や都市間の交通ネットワーク等の現状を把握し、今後のあり方を検討することを目的としています。

質 問 事 項

一の5 「令和5年度多摩地域を支える交通ネットワークに関する基礎調査委託」において、都市計画道路の必要性の整理として挙げられている15路線の選定基準について伺う。

回 答

都市計画道路については、多摩地域における事業中もしくは未着手の主要な路線等を選定しています。

質 問 事 項

二 知事所信表明の「6万平方メートルを超える緑の空間が新たに生まれている」について

1 「6万平方メートル」の積み上げ根拠を伺う。

回 答

都心3区における都市再生特別地区などの制度を活用した都市開発のうち、令和元年以降に竣工し、3千平方メートル以上の緑を創出した地区の緑化面積の集計により算出しています。

質 問 事 項

二の2 「緑の空間が新たに生まれた」とされた緑の種類と評価について伺う。

回 答

都市再生特別地区などの制度を適用する際には、周辺の緑との連続性や樹高や樹種の選定などに配慮した、良質な緑空間の形成を誘導しています。

質 問 事 項

三 専用水道のP F A S汚染調査と対策について

1 東京都の専用水道は2021（R3）年3月31日現在、399施設（国の

施設は含まない。)で、このうち、地下水等の自己水源のみによるものが104施設(区部:9、多摩地区:94、島しょ地区:1)、自己水源と水道事業者からの受水を併用するものが83施設(区部:35、多摩地区:48)です。これらの施設についてのP F A S調査の実施状況と、調査結果を受けた対応を伺います。

回 答

都は、管轄する専用水道のうち地下水等を水源とする施設の水質状況を把握する検査を実施し、その結果、国が定めるP F O S等の暫定目標値の超過が確認された場合には、施設の設置者に対し、飲用に供さないことなどの助言を行っています。

質 問 事 項

三の2 P F A S調査の結果、暫定目標値50ナノグラムを上回った施設に対して、浄水器設置や水道代などの財政支援等を検討しないか、見解を伺う。

回 答

水道法において、専用水道は自家用の水道と定義されており、消毒その他衛生上必要な措置を講じることや、施設を良好な状態に保つための維持及び修繕の責任は設置者にあるとされています。

都は、国が定めるP F O S等の暫定目標値の超過が確認された施設の設置者に対し、飲用に供さないことなどの助言を行っています。

質 問 事 項

四 学校教室の断熱改修について

- 1 文部科学省は、学校の教室の望ましい室温の基準「18℃以上、28℃以下」を示しているが、都立学校（高等学校及び特別支援校）及び都内市区町村立学校において、この基準を超えている教室等の有無について把握しているか伺う。

回 答

都立学校においては、国の「学校環境衛生基準」に基づき、教室等の温度管理を実施しており、学校薬剤師が定期的に必要な指導・助言を行っています。

公立小・中学校の管理は、各区市町村教育委員会において行われており、教室等の環境についても、同基準に基づき適切に管理しているものと認識しています。

質 問 事 項

- 四の2 適切な室温を保てない教室は、東京都こども基本条例がうたう「こどもの安全安心の確保」「こどもの学び、成長への支援」に反している。学校教室の断熱改修の必要性についての認識を伺う。

回 答

都立学校の普通教室では、既に全校で空調設備を設置しており、必要に応じて、スポットクーラー等を設置しています。

都の施設については、改築等に当たって「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、断熱性の向上に取り組むこととなっており、都立学校においても、計画的に進めています。

また、公立小・中学校の施設整備は、原則として、設置者である区市町村の責任において行われるものであり、学校施設の改修等については、各区市町村が計画等に基づき実施しています。

質 問 事 項

四の3 都立学校について、「省エネ・再エネ東京仕様」がスタートした2007（H19）年以降に改築等の設計が行われ、すでに終了している学校数と内訳（高等学校及び特別支援校）、現在改築等を行っている学校数と内訳（同）、今後の改築等計画について伺う。

回 答

平成19年（2007年）以降に設計し、竣工した都立学校は75校で、その内訳は、高等学校は51校、特別支援学校は24校です。

現在、改築等を行っている都立学校は22校で、その内訳は、高等学校は12校、特別支援学校は10校です。

質 問 事 項

四の4 都立学校の改築等は「省エネ・再エネ東京仕様」に基づいて行われ、「天井・壁面断熱」「窓の日射遮蔽」「換気設備」に対応しているのか伺う。

回 答

都立学校の改築等は、「省エネ・再エネ東京仕様」に定める「外壁断熱」「日射遮蔽」「換気設備」等の各技術項目に基づき行っています。

質 問 事 項

四の5 「省エネ東京仕様2007」が適用される以前に改築等が行われた学校および、今後、改築等を行うまでに一定年数がかかる学校について、特にエアコンが効かず過酷な状態にある最上階教室だけでも断熱改修を行うことを検討すべきだが見解を伺う。

回 答

都立学校の普通教室では、既に全校で空調設備を設置しており、必要に応じて、スポットクーラー等を設置しています。

また、都の施設については、改築等に当たって「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、断熱性の向上に取り組むこととなっており、都立学校においても、計画的に進めています。

質 問 事 項

四の6 現在、都は市区町村立学校体育館のリースによる空調設備の設置と断熱改修の補助を行っているが、教室についても断熱改修の実施を促すため、実施自治体・学校への財政支援を検討しないか、見解を伺う。

回 答

公立小・中学校の施設整備の経費は、原則として、設置者である区市町村が負担することとされています。

なお、都が補助している体育館のリースによる空調設置及び断熱性を確保するための工事については、早期に良好な教育環境等が確保されるよう、区市町村を支援しているものです。学校施設の断熱性を向上するための改修については、区市町村が国の補助制度を活用し、整備が進められるよう支援しています。

質 問 事 項

四の7 教室の断熱改修を環境教育として位置づけ、都立学校及び市区町村立学校に対して、子どもたちが参加するワークショップを実施することを奨励しないか、見解を伺う。

回 答

環境に関する教育については、各学校において、学習指導要領等に基づき、校長が編成する教育課程に位置付け、各教科等で実施しています。